

飯田都市計画下水道の変更(決定)について (報告)

飯田市上下水道局 下水道課

■ 都市計画の変更事項

1 変更内容

飯田都市計画下水道

飯田市特定環境保全公共下水道(竜丘処理区)の区域及び汚水処理面積を変更した。

① 区域 別図のとおり(資料No.4-2・3)

② 汚水処理面積 ・変更前 約213ha
・変更後 約260ha(農集下殿岡地区約47haを編入)

2 変更理由

令和5年2月に策定した「竜丘・下殿岡処理区 個別統廃合計画」に基づき、特環竜丘処理区へ農集下殿岡地区の編入統合を進めるにあたり、都市計画の変更が必要となった。

1 「飯田都市計画下水道」とは

都市計画法において、下水道は都市計画に定めるべき都市施設の一つであり、飯田処理区、竜丘処理区、川路処理区を飯田都市計画に定めている。

下水道として都市計画に定めるべき事項は、種類、名称、位置及び区域、排水区域(汚水処理面積)で、都市計画法の事業認可を受けることにより、土地収用法や受益者負担金制度の適用の事業認定もなされる。また下水道法の事業認可を受けることにより事業実施が可能となる。

2 経緯

将来にわたり生活排水を適切に処理し、持続可能な下水道運営を目指すため、既存の下水道施設を最大限に活用した汚水処理の効率化・最適化の一環として、令和5年2月に「竜丘・下殿岡処理区 個別統廃合計画」を策定した。

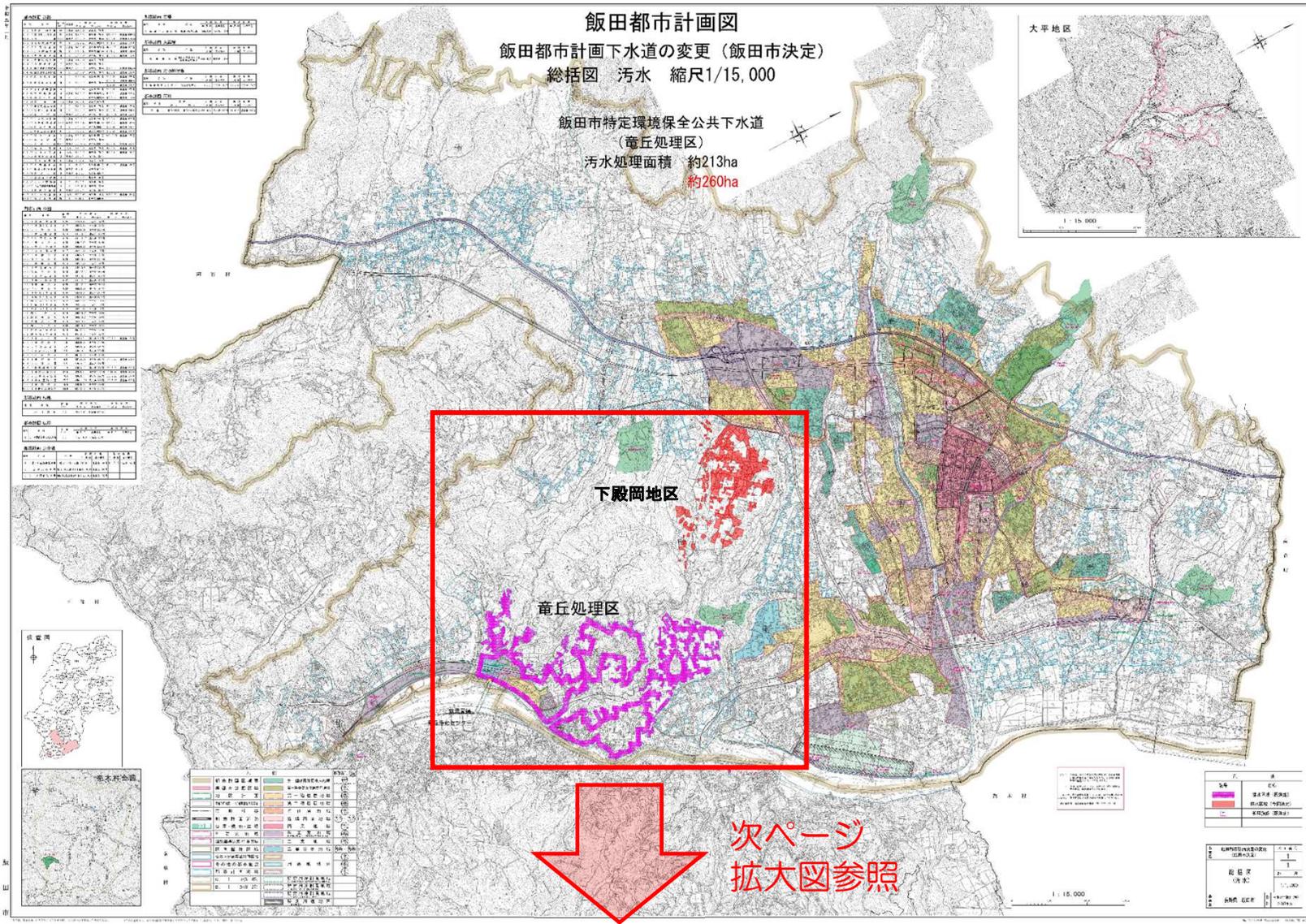
これに基づき事業を進めているが、都市計画に定める特環竜丘処理区の区域を拡大することとなるため、飯田都市計画下水道の変更を行った。

特環竜丘処理区へ統合する農集下殿岡地区の区域は別図(資料No.4-2・3)のとおりで、現在の「農集排組合員敷地」、農集排組合に未加入の「宅地、雑種地等」、「白地農地」を区域とする。

変更前、特環竜丘処理区の汚水処理面積は約213haであったが、農集下殿岡地区の約47haを編入し、変更後は約260haとした。

3 主な経過

令和5年6月30日	土地利用計画審議会・都市計画審議会 勉強会
7月7日	パブリックコメント(1か月)
8月7日	竜丘地域協議会
8月24日	伊賀良地域協議会
9月8日	計画案の公告・縦覧(2週間)
9月25日	長野県知事協議
10月17日	計画案の再公告・縦覧(2週間)
11月15日	土地利用計画審議会・都市計画審議会 諮問・答申
11月22日	飯田市都市計画決定告示

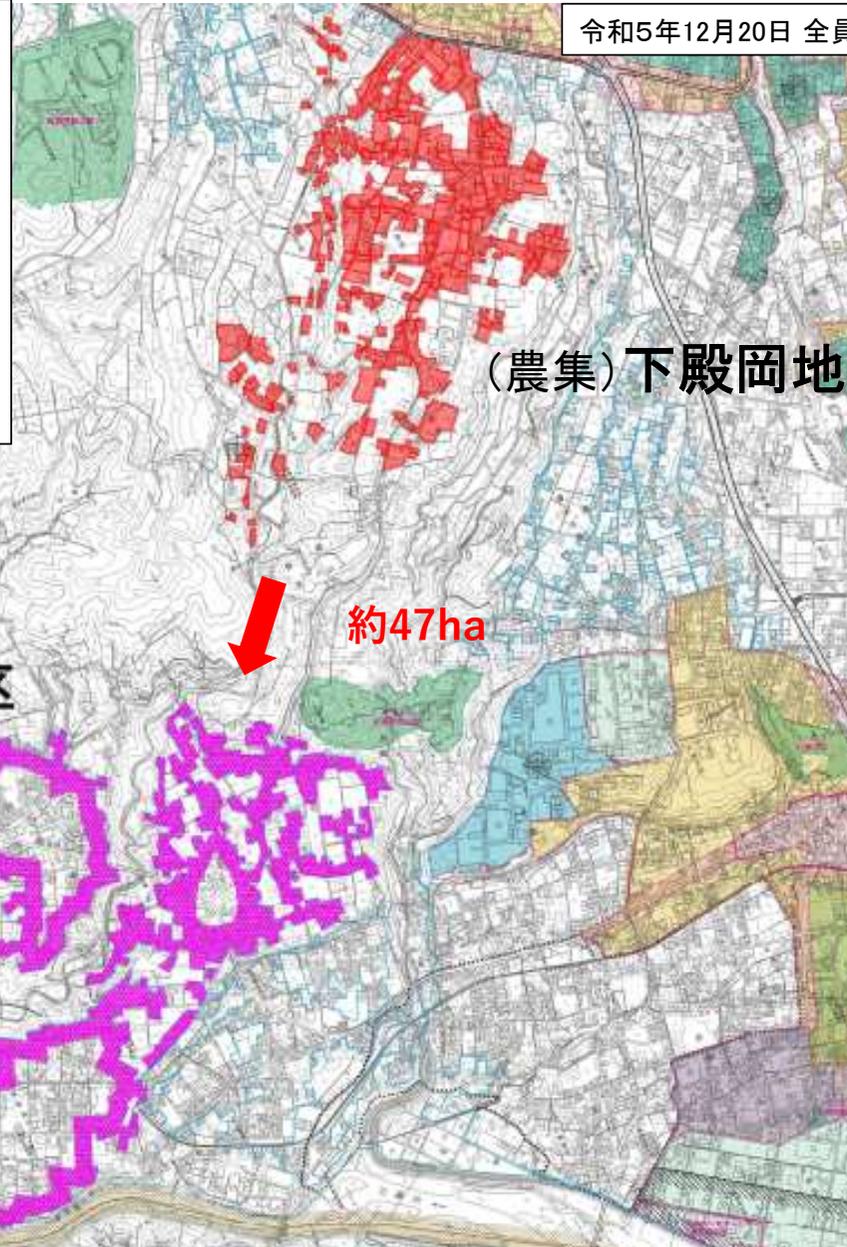


飯田市都市計画図

飯田都市計画下水道の変更(飯田市決定)
統括図 汚水

飯田市特定環境保全公共下水道
(竜丘処理区)

汚水処理面積 約213ha
約260ha



(農集)下殿岡地区

約47ha

(特環)
竜丘処理区

放流管渠
竜丘浄化センター